

介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和8年度)の 届出を行う場合の提出書類について(令和8年6月以降)

- * 計画書等は郵送又は電子申請届出システムにより提出してください。
 * 電子申請届出システムにより提出する場合は「加算に関する届出」画面から提出してください。

点 検 欄	必要提出書類	備考
☐	1 処遇改善計画書連絡票(令和8年度)	☐ 新規指定申請の場合、添付不要。 ☐ 「前年度から加算の算定区分を変更する事業所・施設の有無」は、チェック不要。
☐	2 (別紙様式2-1) 処遇改善加算 総括表(令和8年度)	☐ 誓約した要件は、令和8年度中に整備すること。 ☐ 作成に当たっては必ず「基本情報入力シート」から入力すること。 ☐ 色付きセル以外は入力しないこと。 ☐ セルや数式などは削除しないこと。 ☐ 前年度の様式は使用しないこと。 ☐ シート内のコメントを参考にすること。
☐	3 (別紙様式2-2) 処遇改善加算 個票	☐ 4・5月分の状況のため、入力不要です。
☐	3 (別紙様式2-3) 処遇改善加算 個票	☐ 算定対象月は算定開始月～令和9年3月とすること。 ☐ シート内のコメントや記載例を参考にすること。
☐	4 返信用封筒(切手貼付、宛名記載)	☐ 新規指定申請の場合、添付不要。 ☐ 電子申請届出システムにより提出する場合、添付不要。 ☐ 受領証と計画書の写し(1枚目のみ)を返送するための封筒。 ☐ 提出が無い場合、上記は返送しません。 ☐ 返送する書類はA4サイズで1～2枚程度のため、必要料金分の切手を貼付すること。
☐	5 体制等に関する届出書連絡票	☐ 新規指定申請の場合、添付不要。 ☐ 6番の届出書(進達書)ごとに作成すること。
☐	6 (別紙2又は3-2)介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(進達書)	☐ 届出するサービスごとに別紙2又は3-2を作成すること。 ☐ 実施事業欄に介護予防サービスも○すること。(該当する場合)
☐	7 (別紙1-1、1-2又は1-3)介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	☐ 届出するサービスごとに別紙1-1、1-2又は1-3を作成すること。 ☐ 介護予防サービスも添付すること。(該当する場合)
☐	8 (別紙50)介護予防・日常生活支援総合事業費に係る体制等に関する届出書	☐ 届出するサービスごとに別紙50を作成すること。 ☐ 総合事業(予防訪問事業・予防通所事業)の指定を受けている場合は、添付すること。
☐	9 (別紙1-4)介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表	☐ 届出するサービスごとに別紙1-4を作成すること。 ☐ 総合事業(予防訪問事業・予防通所事業)の指定を受けている場合は、添付すること。

- * 様式等は、本市ホームページの「介護職員等処遇改善加算等」よりダウンロードしてください。

【枚方市ホームページURL】
<https://www.city.hirakata.osaka.jp>

サイト内検索

ページ番号検索

2709

表示

- * 提出先・問い合わせ先

〒573-8666
 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号
 枚方市 健康福祉部 福祉指導監査課 介護事業者係
 電話:072-841-1468(直通)
 FAX:072-841-1322
 E-mail:fshidou@city.hirakata.osaka.jp